

立川市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 13 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

所掌事項並びに委員の構成及び人数の見直しによる。

立川市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

立川市特別職報酬等審議会条例（昭和39年立川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の報酬等並びに市長、副市長及び教育長の給料等の額について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項本文の規定により、立川市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 市長は、議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>2 市長は、前項に規定する場合のほか、議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について、審議会の意見を聴くことができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験者、市内の公共的団体等の代表者その他市内に住所を有する者のうちから、必要のつど市長が任命する。</p> <p>3 ……略……</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料（以下「特別職報酬等」という。）の額について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項本文の規定により、立川市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 市長は、特別職報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該特別職報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員10人をもって組織する。</p> <p>2 委員は、市内の公共的団体等の代表者その他市内に住所を有する者のうちから、必要のつど市長が任命する。</p> <p>3 ……略……</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。